

s Without Us.

Nothing About Us Without Us

Nothing About Us Without Us.

ning About Us Without Us.

Nothing About Us Without Us.

「特別な教育的支援が必要な生徒」の

ing About Us Without Us.

担任のための

Nothing About U

高等学校における「合理的配慮」

Nothing About Us Without Us.

ガイドブック

Nothing About Us Without Us.

s Without Us.

Nothing About Us Without

Nothing About Us Without Us.

Nothing About Us Without Us.

Nothing About

s Without Us.

Nothing About Us Without Us.

令和7年3月
岡山県教育庁
特別支援教育課

Nothing About Us With



はじめに

本ガイドブックは、令和5年度から令和6年度にかけて行われた「高等学校における合理的配慮充実事業」において、研究指定校2校による研究成果をまとめたものです。

特別な教育的支援を必要とする生徒を担当する高等学校の先生が、合理的配慮の提供に係る基本的な知識や手続き等について理解を深め、適切に対応するためのエッセンスを学ぶことができる物語仕立てとなっています。

また、巻末には要点のみをまとめた資料等がありますので、適宜、ご活用ください。

目次

	第1章「合理的配慮とは」	2
	第2章「合理的配慮の提供の実際」	8
	第3章「教育成果につながる要件」	10
	第4章「進学先への引継ぎ」	21
	第5章「就職先への引継ぎ」	25
	第6章「当事者の視点を大切にする」	29
	巻末資料	30

第1章「合理的配慮とは」

本ガイドブックに登場する主な登場人物は、次の3人です。

登場人物1



- ・新卒初任者の先生
- ・1年3組の担任

登場人物2



- ・ベテラン校長
- ・特別支援教育に熱心

登場人物3



- ・特別支援教育Co.3年目
- ・同僚からの信頼が厚い

令和3年4月に障害者差別解消法が改正され、学校については、令和6年度から**公立・私立を問わず合理的配慮の提供が義務化**されました。

企業や大学等においても同様で、高等学校において適切に合理的配慮の提供を行うことは、これまで以上に大切になってくると思います。



内閣府
リーフレット



校長

岡山県においては、直近では特別支援教育課から令和4年3月30日付け【特指第539号】「学校教育分野における合理的配慮を踏まえた教育の一層の充実について(通知)」が出ていることはみなさんもお存知のとおりです。



特指第539
通知

はい、読みました。ただ、実際に合理的配慮の提供が必要となったとき、どのようにすれば良いか不安です。



担任

令和4年12月に文部科学省が公表した「**通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査**」の結果では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、小・中学校では8.8%、**高等学校は2.2%**でした。

これは、高等学校で40人1クラスと考えたとき、少なくとも1人はいると考えた方がよいということであり、適切に対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして動きたいと思っています。



特別支援
教育Co.



文部科学省
公表資料



校長

わかりました。それでは、合理的配慮の提供を求められたとき、担任の先生が適切に対応できるよう、一緒に考えていきましょう。

まずは、合理的配慮の定義を確認しましょう。文部科学省のホームページを見ると次のように定義されています。

- 障害のある子どもが、他の子どもと**平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**。
- 学校の設置者及び学校に対して、**体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**。



文部科学省
ホームページ

はい、この定義は何度も目にしてきました。では、文部科学省の調査結果に出てくる**「教育的配慮」と「合理的配慮」の違い**は、どのように理解すればよいのでしょうか。



担任

良い質問ですね。京都大学学生総合支援機構によるHEAP（高等教育アクセシビリティプラットフォーム）のホームページを見ると詳しく説明されているので、よかったら見てください。
要点を簡単にまとめると次のようになるとと思います。

- 教育的配慮 ・特定の問題に対して、具体的な支援を提供
・合意形成不要
- 合理的配慮 ・学習のスタートラインに立つための環境や条件の変更・調整
・合意形成必要



HEAP
ホームページ



校長

よくわかりました。でも、高等学校は小学校や中学校とは人的環境も違います。文部科学省の定義にもあるように、過度な負担だと判断されれば、提供しなくてもよいのでしょうか。



担任



校長

先ほど紹介した文部科学省のホームページに記載された定義に係る記載の後ろを見ると次のように留意事項が示されています。

■ なお、障害者の権利に関する条約において、**合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれる**とされていることに留意する必要があります。



校長

学校として過度な負担と思われる場合であっても、代替案を提示して話し合うなど、**建設的な対話による合意形成に努めることが大切です。**

「これは高校では無理だな」と感じるような内容であっても、最初から否定してはいけません。気を付けます。
合理的配慮の提供について、本人や保護者の方との建設的な対話をする上で、大切なポイントはありますか。



担任



校長

本人が学びのスタートラインに立つために**必要かつ実現可能な対応案**を本人・保護者と学校（設置者）がともに考えていくためには、**双方がお互いの状況の理解に努めることが大切です。**

合理的配慮の範囲として、次のこともポイントだと思います。

- ・学習目標達成に資するものに限られること
- ・同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ・目的、内容、機能の本質的な変更には及ばないこと



特別支援教育Co.



担任

校長、もう一つ教えていただきたいことがあります。「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の関係についてです。



校長

そうですね。基本的な知識として理解してほしいと思います。私たち教職員は、次の図を何度も見たことがあると思います。図の水色の部分を見てください。ここが基礎的環境整備にあたります。

「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の関係



基礎的環境整備とは、多くの生徒に共通する配慮であり、合理的配慮の基礎となります。そのため、同じような困難さであっても、**基礎的環境整備の状況によって、合理的配慮の内容は異なってくる**と考えられます。

また、基礎的環境整備に似た言葉として「ユニバーサルデザイン」があります。授業のユニバーサルデザイン化は、基礎的環境整備の一環と考えることができます。

違いを整理したい場合は、ユニバーサルデザインは理念、基礎的環境整備は教育環境整備と整理してはどうでしょうか。



校長



校長

基礎的環境整備が充実していない状況で合理的配慮を提供しようとする、どのようなことが起こる可能性があると思いますか。



特別支援教育Co.

個別対応に追われて、対応できなくなると思います。



校長

そのとおりです。どの生徒にとっても分かりやすい授業等となるよう、**まずは、校内の基礎的環境整備の充実を図らないといけません。**



担任

校長、本校の「合理的配慮の提供」までの主な手続きは、どのようになっているのでしょうか。



校長

主な手続きとしては、次のような内容が考えられます。**提供後は、随時、評価及び見直しを行い、提供されている内容の適切さを本人・保護者と確認しましょう。**

「合理的配慮の提供」までの主な手続き

- ① 個別の教育支援計画等の引継ぎ
- ② 本人・保護者からの申請（相談）等
- ③ 校内委員会等の開催
- ④ 本人・保護者との提供内容に係る合意形成等
- ⑤ 合理的配慮の提供

*提供後は随時、評価及び見直し

例えば、新入生の本人・保護者への合理的配慮に係る説明はいつ行い、申請書類としてどのような書類が配付されているのでしょうか。



担任



特別支援
教育Co.

学校によって多少違いはあると思いますが、本校では入学前説明会において説明をしています。
「合理的配慮申請書」の参考様式は、巻末の二次元コードを読み取って確認してみてください。



担任

本人・保護者から申請がなければ、合理的配慮を提供しなくてもよいのでしょうか。



校長

良い質問ですね。令和6年1月に文部科学省から発出された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」という通知には、次のような記載があります。詳細は巻末の二次元コードを読み取って確認してみてください。

(前略)

- 意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましいこと。



担任

なるほど。我々教師から見て、合理的配慮の提供が必要だ
と思う場合は、学校から提案する場合もあるのですね。



校長

そのとおりです。教育においては、教育基本法第4条第2項の規定も踏まえつつ、意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断していくことが重要です。



第2章「合理的配慮の提供の実際」



担任

高等学校では、合理的配慮として、どのような内容が提供されているのでしょうか。



特別支援教育Co.

例えば、次ページのような合理的配慮の提供内容例があります。



校長

新入生を想定した場合、高等学校における合理的配慮の提供パターンは、次の3つになると考えています。

「合理的配慮の提供」に係る3つのパターン

原則

切れ目なく入学後すぐに提供するパターン

合理的配慮の内容を調整して提供するパターン

合理的配慮の提供を提案するパターン



担任

なるほど。このように整理すると、分かりやすいですね。

「合理的配慮内容例」



1 読み書きに困難さがある生徒への配慮

- ・スライドや配付プリントの漢字にふりがなをふる。
- ・授業内容の要点をまとめて示す。
- ・情報端末機器等による板書撮影やノートテイクを許可する。



2 感覚過敏や環境への適応が難しい生徒への配慮

- ・ノイズキャンセリング機能のあるイヤホン等の使用を許可する。
- ・事前に変更になることが分かっている場合には、変更内容を伝えたり、視覚的に確認できるようにしたりする。
- ・混乱したときに落ち着くための空間を用意する。
- ・避難解除まで落ち着いて過ごすことのできる場所を確保する。



3 課題量への対応や進め方に困難さがある生徒への配慮

- ・一度に提示する課題量を調整する。
- ・必要に応じて全体指示の後、個別に指示を行う。



4 コミュニケーションが苦手な生徒への配慮

- ・情報端末機器等による発表や質問を許可する。
- ・「いつ」「だれが」「どこで」など、5W1Hを手がかりに発表等ができるようにする。
- ・気持ちを表現しやすいツールを用意し、他者と確認、共有しやすくする。



5 状況等の理解が苦手な生徒への配慮

- ・授業のルールや学校生活に係る暗黙のルールを視覚的に示す。
- ・写真や図面などを活用し、校内の動線を理解しやすくする。
- ・提出物を出す場所や、入れるボックスを決めておく。



6 クラスメイト等の協力を得るための配慮

- ・進んでサポートをしてくれる生徒を隣の席に配置する。
- ・障害による困難さについてクラスメイトに説明する。＊要本人、保護者の同意



7 校内支援・教職員の理解を深めるための取組

- ・通級による指導を受けられる校内体制を整備する。
- ・発達障害の障害特性に応じた指導・支援のための校内研修会を開催する。
- ・特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用する。

第3章「教育成果につながる要件」



校長

昨年度卒業した生徒に係る事例を、先ほどお伝えした「合理的配慮の提供」に係る3つのパターンに沿って紹介します。具体的な事例から大切なポイントを再確認していただきます。

また、**合理的配慮の提供が教育成果につながる要件**についてもお話ししたいと思います。

事例①「切れ目なく入学後すぐに提供するパターン」



Aさん

- ・聴覚障害（難聴）の診断あり、補聴器使用
- ・中学校では、通常学級在籍
- ・中学校では、合理的配慮としてデジタル補聴援助システム使用許可を実施
- ・中学校からは個別の教育支援計画等の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請有

事例②「合理的配慮の内容を調整して提供するパターン」



Bさん

- ・発達障害（ASD・ADHD）の診断あり
- ・中学校では、特別支援学級（自・情）在籍
- ・中学校では、合理的配慮として、特別支援教育支援員が側で指示理解を促す支援を実施
- ・中学校からは個別の教育支援計画等の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供（支援員配置）申請有

事例③「合理的配慮の提供を提案するパターン」



Cさん

- ・吃音症の診断あり
- ・小学校では、通級による指導を受けていた。
- ・中学校では、通常の学級に在籍
- ・中学校は、小学校のときとほぼ同集団であったこともあり、クラスメイトからナチュラルサポートを受けられる環境にあった。（合理的配慮の提供なし）
- ・中学校からは個別の教育支援計画等の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請なし

事例①「切れ目なく入学後すぐに提供するパターン」



Aさん

- ・聴覚障害（難聴）の診断あり、補聴器使用
- ・中学校では、通常学級在籍
- ・中学校では、合理的配慮としてデジタル補聴援助システム使用許可を実施
- ・中学校からは個別の教育支援計画等の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請有

4月〇〇日

職員会議で申請内容を協議、切れ目なく提供することを決定

4月〇〇日

本人・保護者へ提供内容の説明・合意形成
学年会、教科会等で共通理解を図る（入学までに）
個別の教育支援計画等作成（合理的配慮の内容記載含む）

4月〇〇日

入学式、合理的配慮の提供開始

本人・保護者からの依頼を受け、担任からクラスメイトへ聴覚障害があること、接するときに気を付けてほしいことを説明



Point

提供直後はこまめな効果確認を

4月〇〇日

担任から本人に対して、授業ごとに聞こえに支障はないか確認



Aさん

体育の授業で、先生が他の生徒に対して話しているときにも、先生側のマイクのスイッチがオンになっていて、困ることが…。

あと、クラスメイトが発表している内容は、ある程度聞こえるけれど、聞こえに少し不安があるので、発表内容を先生が復唱してくれると安心できます。

そうだったのですね。教えてくれたことをすぐに先生たちで共有して、対応できるようにします。



担任

4月〇〇日

関係教職員間で共通理解を図り、類似場面を含め対応の仕方を確認

(続き)

4月〇〇日

担任から本人に対して、授業ごとに聞こえに支障はないか確認



Aさん

小グループで話し合いをしているとき、ある程度、話し合いの方向性を推測しながら話を聞いています。そのため、急に話題を変えられると、話し合いの理解が不十分になることがあります。

なるほど。どうすれば、話し合いのときに困っていることが改善されますか。



担任



Aさん

例えば、「ちょっと話が変わるけど、〇〇のこと話してもいい？」と話題が変わることに気づきやすくなるような一言をはさんでもらえるとありがたいです。

わかりました。クラスメイトにそのことを伝えてもいいですか。



担任



Aさん

もちろんです。

7月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る評価等実施
*同内容の継続で合意

聞こえのことで調整等が必要なときは、いつでも相談してください。



担任



Aさん

わかりました。

2月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る評価等実施
*来年度も同内容の継続で合意

4月になったら新しい先生にも引き継がれるようにしておきますね。



担任

事例②「合理的配慮の内容を調整して提供するパターン」



Bさん

- ・発達障害 (ASD・ADHD) の診断あり
- ・中学校では、特別支援学級 (自・情) 在籍
- ・中学校では、合理的配慮として、特別支援教育支援員が側で指示理解を促す支援を実施
- ・中学校からは個別の教育支援計画等の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供 (支援員配置) 申請有

4月〇〇日

職員会議で申請内容を協議、要配慮内容調整となる



担任

発達障害の生徒に対して、支援員の先生をつけることは難しいですよね。校長、どうしましょうか。

そうですね。音声だけだと指示理解が困難なようだから、その困難さを取り除くことができるよう**代替案**を考えましょう。
合わせて、**合意形成できなかったときのために、当面の対応についても検討**しておきましょう。



校長

4月〇〇日

「代替案」と「当面の対応」の検討

校内委員会等で「学校としての提案内容」の意思決定



Point 調整が必要な場合は「代替案」を提案
合意形成ができないときは「当面の対応」を!



担任

代替案としてアプリケーションを使って、音声指示を文字化することができる環境を用意すると提案しますね。

はい。もしアプリケーションの使用に不安を感じて、合意形成に至らないようだったら、「しばらくの間、担任の先生がアプリケーションの使い方などの支援を行います」と当面の対応として伝えてください。



校長

4月〇〇日

本人・保護者へ調整が必要な理由及び代替案の説明

(続き)



担任

本校では支援員の先生をつけることは難しい状況です。そこで、代替案としてアプリケーションを活用し、教師の指示や説明が文字化できるような環境を用意したいと考えています。いかがでしょうか。



保護者

分かりました。代替案まで考えていただきありがとうございます。Bはどう思う？



Bさん

アプリケーションって使ったことがないから不安だな。上手く使えなかったらどうしよう。



担任

支援員の先生はいないけど、アプリケーションに慣れるまで、私がい方を教えますね。それでも難しい場合は、いつでも相談してください。別の方法を考えます。



Bさん

ありがとうございます。少し安心しました。

4月〇〇日

学年会、教科会等で共通理解を図る(入学までに)
個別の教育支援計画等作成(合理的配慮の内容記載含む)

4月〇〇日

入学式、合理的配慮の提供開始

本人・保護者からの依頼を受け、担任からクラスメイトへ診断名を伝えること、机上に情報端末機器を置き、説明等を視覚化する配慮を受けることを説明

～提供直後のこまめな効果確認の部分は省略～

7月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る**評価等実施**
*同内容の継続で合意

2月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る**評価等実施**
*来年度も同内容の継続で合意



担任

4月になったら新しい先生にも引き継がれるようにしておきますね。

事例③「合理的配慮の提供を提案するパターン」



Cさん

- ・吃音症の診断あり
- ・小学校では、通級による指導を受けていた。
- ・中学校では、通常の学級に在籍
- ・中学校は、小学校のときとほぼ同集団であったこともあり、クラスメイトからナチュラルサポートを受けられる環境にあった。（合理的配慮の提供なし）
- ・中学校からは個別の教育支援計画等の引継ぎ有
- ・高校入学前に保護者から合理的配慮の提供申請なし

4月〇〇日 職員会議でCさんの実態等が共有される



担任

Cさんは合理的配慮の提供申請はありませんが、授業開始から1週間後に、授業中の様子などを確認する機会をもちましょう。

4月〇〇日 入学式、授業開始

4月〇〇日 学年会開催



担任

Cさんの様子はどうですか。

とてもよく頑張っています。ただ、やはり授業中に指名すると、話し始めの部分で困っているように感じます。



関係教員



関係教員

話し合い活動でも同じような様子が見られるよ。クラスメイトもCさんの様子に少し戸惑っているようだ。どのように関わればいいのかと。

(続き)

4月〇〇日

特別支援教育コーディネーターへ相談



担任

Cさんの授業中の様子を学年会で確認しました。保護者からは合理的配慮の提供申請はありませんが、学校から配慮提供を提案してはどうかと。



特別支援
教育Co.

なるほど。例えば、どのような配慮があればよさそうですね。



担任

そうですね。指名するときは、教師側が選択肢を示し、本人が答えやすいようにしたり、短く答えられるように問いかけ方を工夫したりすることを、関係教職員間で共有してはどうでしょうか。



特別支援
教育Co.

良いですね。他の生徒の中にも、発表することに対して不安を強くもっている生徒もいるかもしれません。基礎的環境整備として、音声言語での発表と情報端末機器を使った発表を選べるようにしてはどうでしょうか。



担任

もう一つ学年会で話題になったのが、他のクラスメイトの様子です。Cさんにどのように接したらよいか戸惑っているように感じる教師もいました。



特別支援
教育Co.

Cさんの心理面の安定を図る上で、クラスメイトに対して、吃音の状態や、基本的な関わり方について説明し、理解を求めてはどうでしょうか。本人・保護者の同意は必要ですが、理解啓発を図るための配慮は大切な観点の一つです。教頭先生を通じて校長先生に校内委員会を開催してもらいますね。



担任

よろしく申し上げます。

4月〇〇日

校内委員会開催

(続き)



校長

先生方、熱心なご協議ありがとうございました。それでは、本人・保護者へ合理的配慮として次のことを提案してください。また、基礎的環境整備の部分は、まずは1年生全員に対してゴールデンウィーク明けから行うことにしましょう。担任の先生は、ホームルームでそのことを生徒たちへ伝えてください。

【提案する合理的配慮内容】

- 授業中に指名をするときは、教師側が選択肢を示し、本人が答えやすいようにしたり、短く答えられるように問いかけ方を工夫したりする。
- クラスメイトに対して担任から、Cさんの吃音の状態と基本的な関わり方について説明し、理解を求める。



Point 本人・保護者からの申請がなくても、合理的配慮の提供が必要なときは、学校から提案

4月〇〇日

本人・保護者へ合理的配慮の提供に係る提案

娘のことを考えていただき、ありがとうございます。ぜひ、お願いします。クラスの人たちに、接し方を理解してもらえると安心できるよね。



保護者



Cさん

うん。中学校の頃までは、みんなが私のことをよく知っていたから困ることは少なかったけど、高校になって、ほぼ全員私のことを知らない人ばかりだったから心配してた。

もう一つ。1年生は5月から、誰でも授業で発表するときは、言葉(音声言語)で発表するか、情報端末機器を活用して発表するかを選べるようになります。Cさんも伝えやすい方を選んでくださいね。



特別支援教育Co.



保護者

ありがとうございます。それでは、学校から提案していただいた内容で合理的配慮を提供してください。

ありがとうございます。中学校の頃のように、安心して勉強できそうです。



Cさん

(続き)

4月〇〇日

臨時職員会議開催



校長

それでは、クラスメイトに対して行う説明の準備もあるかと思しますので、約1週間後である5月1日を目標に合理的配慮の提供準備をお願いします。
併せて、基礎的環境整備も同じタイミングとなるようお願いいたします。
クラスメイトに対する説明は、原案を一度、本人・保護者へ確認してもらってから行うようにしましょう。

5月〇〇日

合理的配慮の提供開始

～提供直後のこまめな効果確認の部分は省略～

7月〇〇日

三者面談で合理的配慮の提供内容に係る評価等実施



Cさん

先生、ありがとうございました。おかげで、クラスメイトのみんなも理解してくれました。みんなの表情から、そのことがよく伝わってきます。
発表の仕方も選べるようになって、すごく気持ちが楽になりました。自信をもって発表できるときは、自分の声で伝えたいと思えるようになりました。

よかったです。
引き続き、発表するときの合理的配慮は提供していきますね。
Cさんのことを理解してもらいたい人は、クラスメイト以外にいますか。



担任



Cさん

部活の先輩や顧問の先生にも説明してほしいです。私が言葉に詰まってもせかさされたり、からかったりされていませんが、やっぱりちゃんと伝えておきたいです。

わかりました。それでは、Cさんの障害による困難さのことについて伝える相手の中に、部活の顧問や先輩たちも加えて、合理的配慮を提供できるようにしますね。



担任

～以後、省略～



校長

どうでしたか。具体的な事例を通して、大切なポイントを確認することができたのではないのでしょうか。
最後に、合理的配慮の提供を教育成果へつなげていくためのポイントを5つお伝えしておきます。

合理的配慮の提供を教育成果へつなぐための要件

01 保護者との連携

- ・合理的配慮の目的や効果を保護者が理解することができるよう、適切な説明や情報提供を行っている。
- ・定期的な面談や連絡を通じて、学校における対応と家庭における支援の一貫性を保つことができるようにしている。

02 教職員間の共通理解及び連携

- ・校内研修や情報共有などを通じて、対象生徒に係る実態及び教育的ニーズの共通理解を図っている。
- ・各教科担当が、対象生徒の教育的ニーズに基づき、それぞれの授業内容に応じた配慮を提供することができるよう、具体的な方法等について検討・共有している。
- ・関係教職員は、当該生徒に成長してほしいと願っており、定期的に協議等をし、配慮に係る状況や効果を振り返っている。



国立特別支援教育総合研究所
【研修動画】(約15分)
「高等学校における合理的配慮」



03 クラスメイト等の理解促進

- ・クラスメイト等に対して、合理的配慮が特別な待遇ではなく、学びの公平性を確保するための手段であることを説明している。*要本人・保護者の同意
- ・他者との違いや多様な学び方などを尊重し、互いに支え合うことの重要性について指導・支援している。

04 本人の意欲及び自尊心の向上

- ・学校が設定した「3年間を通じて育てたい生徒像」を踏まえて、なりたい姿を具体的に描くことができるように支援している。
- ・対象生徒が、自分の成長を実感できるよう、合理的配慮を含む支援を提供するとともに、ポジティブなフィードバックを提供することができている。
- ・対象生徒が、他の生徒と比べるのではなく、自分自身の成長に意識を向けられるように働きかけ、自己尊重の意識を高めることができるようにできている。

05 本人参画による検討及び評価

- ・配慮内容の検討や決定に際し、対象生徒自身の意見や希望等を積極的に取り入れている。
- ・合理的配慮の効果を定期的に本人と一緒に評価し、必要に応じて改善点を話し合っている。
- ・対象生徒自身が、自分の学びのプロセスに主体的に関与し、自己効力感等を高めることができている。

第4章「進学先への引継ぎ」



校長

ここまでは、合理的配慮に係る基本的な知識と、合理的配慮の提供について、一緒に確認をしました。

ここからは、合理的配慮の引継ぎについて、一緒に考えていきましょう。まずは、進学先への引継ぎについてです。



担任

確かに、進学希望の多くの生徒が関係する大学共通テストにおいても、配慮提供が一般化されていますよね。



特別支援教育Co.

そのとおりです。多くの場合、共通テスト等で特別な配慮を申請するためには、**高等学校等でその内容が合理的配慮として提供されていることが要件**となっており、そのことを確認するために実施状況を書面で報告したり、**個別の教育支援計画の写しの提出が求められたりすることもある**ようです。



校長

それでは、個別の教育支援計画について、一緒に確認していきましょう。文部科学省のホームページには、次のような記載があります。詳細は巻末の二次元コードを読み取り、確認してください。

- 「個別の教育支援計画」は、障害のある児童生徒の**一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応**していくという考えの下、**長期的な視点**で乳幼児期から学校卒業後までを通じて**一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする。**



担任

「長期的な視点」とありますが、どのくらいの期間を想定して作成されるのでしょうか。



特別支援
教育Co.

3年間くらいを目安に作る人が多いようです。そのため、支援の内容などに変更があった場合は、その都度修正等を行います。

家庭を含めた関係機関と情報を共有するツールというイメージをもってほしいと思います。

共有する情報は個人情報に当たるため、個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の同意が必要です。

県教育庁特別支援教育課から高等学校用の新しい個別の教育支援計画の参考様式が出ているので、そちらを見ながら、作成上の留意事項を確認しましょう。



校長

「個別の教育支援計画」イメージ

プロフィールシート

支援シート



特別支援教育課
ホームページ
「個別の教育支援
計画」参考様式

参考様式は、上の画像にあるように、「プロフィールシート」と「支援シート」の2つで構成されています。作成のポイントは次の3つです。

- ・いつまでに作成するかを決めておくこと
- ・分担して作成すること
- ・それぞれの学校が定めた「3年間を通じて育てたい生徒像」を踏まえて、なりたい姿を考えること

これらの部分をしっかりと検討しておくことが、合理的配慮を含む支援を教育成果へとつなぐ大きなポイントになります。



校長



特別支援
教育Co.

合理的配慮については、その**効果を本人と確認し、必要に応じて調整することが大切**です。もちろん、本人の成長等に応じて、内容を見直すこともあり得るでしょう。



校長

ただ、このようにして、作成、記録された個別の教育支援計画を高等学校から進学先へ引き継ぐときには、**注意が必要です**。



担任

卒業後も含めた「**長期的な視点**」と考えた場合、学校は進学先へ必ず引き継ぐべきではないでしょうか。



特別支援
教育Co.

たしかに、個別の教育支援計画の作成目的はそのとおりですが、**進学先で、本人が自分の障害をオープンにして学生生活を送ろうとしているかどうかの確認が必要です**。



校長

そのとおりですね。高等学校から進学先へ引き継ぐときには、**注意が必要です**。本人の意向を確認しないまま、**個別の教育支援計画を引き継いでしまうと、人権侵害になる恐れがあります**。



Point

進学先へ個別の教育支援計画を引き継ぐ場合は、**本人・保護者の同意が必要**

高等学校在学中から、**自分の権利を守る**ことについて、**丁寧に指導・支援していくことが大切**になってきます。

その一つ的手段として、**通級による指導の実施を学校として検討**することもポイントになってくると思います。



特別支援
教育Co.



特別支援
教育Co.

できるだけ早くから、志望校のオープンキャンパスに参加し、学生支援窓口のような部署の話聞くことも大切です。



校長

そうですね。大学等になると、自分から求めていかないと、合理的配慮の提供を受けることができません。自分の権利を守る意識をこういったプロセスを通じて培って欲しいです。



特別支援
教育Co.

例えば、岡山には「大学コンソーシアム岡山」という組織があります。ここでは、県内の大学の学生支援窓口一覧等が公開されています。また、年1回「障がい学生支援研修会」が開催されています。こういった情報を、本人・保護者へ情報提供することも大切ですね。



担任

なるほど。大学でも合理的配慮に係る取組がかなり進んできているのですね。

「大学コンソーシアム岡山」



大学コンソーシアム 岡山ホームページ



県民生活部県民生活交通課ホームページ
*最下段に支援相談窓口一覧情報があります。



第5章「就職先への引継ぎ」



校長

最後に、就職先への引継ぎについて整理しましょう。まず最初に整理することは、通常の雇用と障害者雇用の違いについてです。



特別支援
教育Co.

障害者雇用は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、定められていて、障害のある方が安定して働き続けることを目的とした法律です。



担任

「障害者雇用」の対象となる方はどのような方になるのでしょうか。



特別支援
教育Co.

「障害者雇用」は、原則、「障害者手帳」を所持している方が対象となります。「障害者手帳」には、次の3つの種類があります。

障害者手帳の種類

- 療育手帳
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳



担任

なるほど。でも、例えば、身体障害者手帳を持たれている方でも、通常の雇用で働かれている事例を聞いたことがあります。



校長

そうですね。企業へ応募する際、本人が職場へ障害を開示して働く（オープン就労）か、開示せずに働く（クローズ就労）かは、本人が（適宜、保護者等と相談をして）決める必要があります。

求人には、一般求人と障害者専用求人があります。高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の就労においては、まず、一般求人掲載企業へ応募する際、自身の障害を開示するか、しないかを整理することから始めることが一般的です。



特別支援教育Co.



校長

そうですね。この整理は、本人へ告知済みであることや、本人がある程度自身の障害を受容していることが前提となります。



担任

それぞれの主なメリット・デメリットはどうなりますか。



特別支援教育Co.

まず、一般求人に係るメリット・デメリットを表にまとめると、次のように整理できると思います。

	メリット	デメリット
一般求人 (障害非開示)	<ul style="list-style-type: none"> ■業種や職種などの選択肢が多い ■給与水準が高い傾向 *障害者専用求人との比較 	<ul style="list-style-type: none"> ■勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けることが困難
一般求人 (障害開示)	<ul style="list-style-type: none"> ■給与水準が高い傾向 *障害者専用求人との比較 ■必要に応じて、企業と支援機関が連携したサポートが受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害特性に応じた職場環境の整備が不十分である (例)対人コミュニケーションや業務効率を一般のレベルで求められる ■非開示に比べると、選択肢が少ない



特別支援
教育Co.

原則、**障害者手帳が必要な障害者専用求人**に係るメリット・デメリットは次のとおりです。

	メリット	デメリット
障害者専用求人	<ul style="list-style-type: none"> ■勤務形態や業務内容が、一般求人のそれらと比べ、すでに調整されていることが多い ■勤務形態や業務内容などに係る配慮を受けられる ■必要に応じて、企業と支援機関が連携したサポートを受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ■キャリアアップが困難で、給与水準が低い傾向 *一般求人との比較



担任

一般求人と比べて給与水準が低い傾向などのデメリットはありますが、特別な支援を必要とする生徒にとって**障害者専用求人による就労のメリットは、職場定着の上では大きい**ですね。



校長

そうですね。ある研究結果では、職場定着率の違いが次のように示されています。

【12か月後の職場定着率】

- 一般求人 (障害非開示) 約30%
- 一般求人 (障害開示) 約50%
- 障害者専用求人(障害開示) 約70%

障害者職業総合センター
「調査研究報告書No.137障害者の就業状況等に関する調査研究(2017年4月)」を基に特別支援教育課が作成



特別支援
教育Co.

自分の障害を**職場で開示していることに安心感**を感じることもあるよう
です。



担任

職場で開示することを前提としたインターンシップを行うときは、**あらかじめ本人が働く上で、どのような合理的配慮が必要か、本人と一緒に整理しておき、就職先が決まったら引継ぎができるようにしておくことが必要**ですね。



特別支援
教育Co.

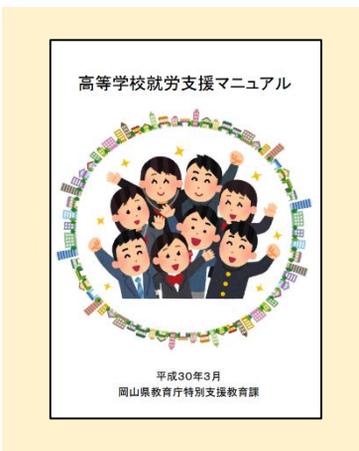
そのとおりです。働く上での合理的配慮は、必ずしも学校で提供してもらっている合理的配慮の内容と同じではありません。また、**インターンシップ後は、評価、見直し**をするようにしておきましょう。



校長

福祉サービス利用を含め、さらに詳しく知りたい場合、**県教育庁特別支援教育課**が作成している「**高等学校就労支援マニュアル**」を参照するとよいでしょう。

「高等学校就労支援マニュアル」



ダウンロード





第6章「当事者の視点を大切にする」



校長

合理的配慮に係る基本的な知識を確認し、提供及び引継ぎの要点を説明しました。今日をきっかけに、本校として更に適切な対応ができるようにしていきます。



特別支援
教育Co.

校長先生、昨年度卒業したAさん、Bさん、Cさんが揃って学校に来てくれています。



卒業生

高校生のとき、いつも先生方が、合理的配慮の話し合いや評価などで私たちの意見に耳を傾けてくれてとてもうれしかったです。



校長

そう思っているのと知り、校長先生はとてもうれしいです。



卒業生

卒業してから知りましたが、「**Nothing About Us Without Us.**」つまり、「**私たちのことを、私たち抜きに決めないで**」というスローガンは、合理的配慮の提供や引継ぎにおいてとても大切になるそうです。



校長

みなさんが、必要な配慮を受けながら、なりたい自分になり、明るい笑顔で生き活きと暮らすことができるよう願っています。



巻末資料

1 各章のサマリー

- 右の二次元コードを読み取ることで、各章のサマリーを確認していただけます。
- また、本編にはない内容として次の内容を掲載しています。
コラム ① 「対話において避けるべき3つの考え方」
コラム ② 「その他の合理的配慮内容例」



各章サマリー

2 参考文献等

- 2ページ
内閣府リーフレット
「障害者差別解消法が変わりました！」
合理的配慮の提供が義務化されました



内閣府
リーフレット

- 2ページ
県教育庁特別支援教育課
令和4年3月30日付け【特指第539号】「学校教育分野における合理的配慮を踏まえた教育の一層の充実について(通知)」



特指第539
通知

- 2ページ
文部科学省
令和4年12月「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果



文部科学省
公表資料

- 3ページ
文部科学省
障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備



文部科学省
ホームページ

- 3ページ
京都大学学生総合支援機構によるHEAP
(高等教育アクセシビリティプラットフォーム)



HEAP
ホームページ

■7ページ
参考様式
「合理的配慮申請書」

■22ページ
「個別の教育支援計画」参考様式



参考文書例

■7ページ
文部科学省
「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」



文部科学省
ホームページ

■19ページ
国立特別支援教育総合研究所(特総研)
【研修動画】(約15分)
「高等学校における合理的配慮」



特総研
ホームページ

■21ページ
文部科学省
参考1「個別の教育支援計画」について



文部科学省
ホームページ

■24ページ
大学コンソーシアム岡山
ホームページ



大学コンソーシアム
岡山ホームページ

■24ページ
県民生活部県民生活交通課
支援相談窓口一覧



県民生活部県民生活
交通課ホームページ

■28ページ
県教育庁特別支援教育課
「高等学校就労支援マニュアル」



特別支援教育課
ホームページ

